【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2025年7月22日提出

【計算期間】 第25特定期間

(自 2024年10月25日 至 2025年4月24日)

【ファンド名】 フィデリティ・Jリート・アクティブ・ファンド

【発行者名】 フィデリティ投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 コルビー・ペンゾーン

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木七丁目7番7号

【事務連絡者氏名】 照沼 加奈子

【連絡場所】 東京都港区六本木七丁目7番7号

【電話番号】 03 - 4560 - 6000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式 債 券
	海外	不動産投信
追 加 型 投 信	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注)ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表(網掛け表示部分)の定義 >

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに 運用されるファンドをいいます。

国 内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

不動産投信…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産 投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものを いいます。

属性区分表

株式

(注)ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

< 属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

その他資産(投資信託証券(不動産投信))…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券 (投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。)を通じて主と して不動産投信(不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券をいいます。)に投資す る旨の記載があるものをいいます。

年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の 記載があるものをいいます。

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

(注)上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは一般社団 法人投資信託協会のホームページ(アドレス:https://www.toushin.or.jp/)をご覧くださ い。

(参考)ファンドの仕組み



ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として国内の不動産投資信託(リート)等に実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

ファンドの特色

フィデリティ・Jリート・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(リート)(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)を主な投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行ないます。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

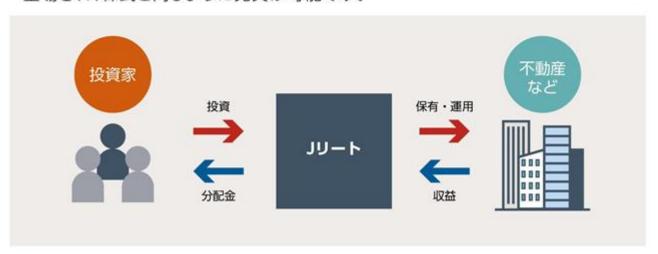
資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

ファンドは「フィデリティ・」リート・マザーファンド」を通じて投資を行ないます。 上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みま す。

運用担当者の変更等により、委託会社または委託先のグループ会社間へ運用の指図に関する権限の委託(再委託も含みます。)を追加する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

『リート(不動産投資信託)』とは?

- ●リート(不動産投資信託、Real Estate Investment Trust)とは、多数の投資家 の資金を集めて、オフィスビル、商業施設、住宅などの様々な形態の不動産を取得、 管理、運用することを目的とする会社もしくは信託のことです。
- ●Jリートとは、日本の不動産投資信託のことです。日本では頭にJAPANの[J]をつけて[Jリート]と呼ばれています。わが国において、2001年9月に初めて取引所に上場され、株式と同じように売買が可能です。



(参考)運用プロセス



(2)【ファンドの沿革】

2012年12月13日 ファンドの募集開始

2012年12月14日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

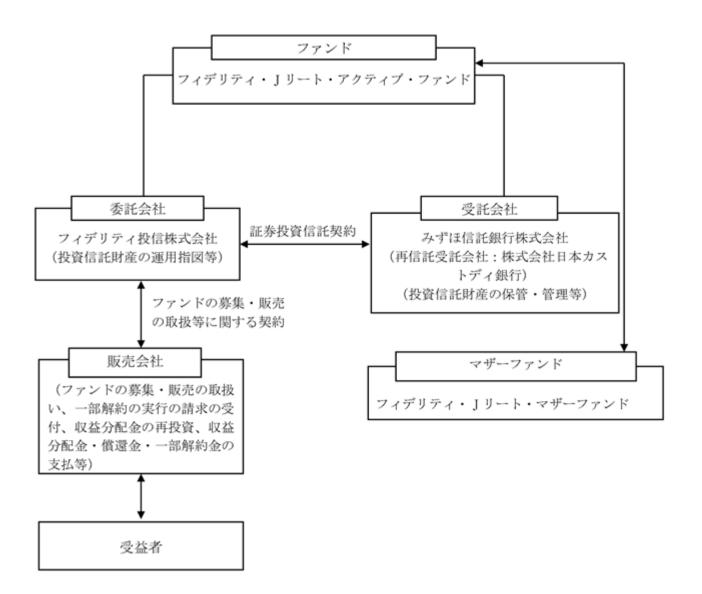
2015年2月17日 運用形態を「ファンド・オブ・ファンズ方式」から「ファミリーファ

ンド方式」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは以下の図の通りです。



委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

(a) 委託会社:フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社と の信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議 決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社: みずほ信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、 投資信託財産の計算(ファンドの基準価額の計算)、外国証券を保管・管理する外国の金 融機関への指示および連絡等を行ないます。

なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の 交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の 支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引 報告書・計算書等の交付等を行ないます。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

委託会社の概況 (2025年5月末日現在)

(a) 資本金の額 金10億円

(b)沿革

1986年11月17日 フィデリティ投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 投資顧問業の登録

同年6月10日 投資一任業務の認可取得

1995年9月28日 社名をフィデリティ投信株式会社に変更

同年11月10日 投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務

を併営

2007年9月30日 金融商品取引業の登録

(c) 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
フィデリティ・ジャパ ン・ホールディングス 株式会社	東京都港区六本木七丁目7番7号	20,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。 運用方法

(a)投資対象

フィデリティ・Jリート・マザーファンド受益証券を主な投資対象とします。

- (b) 投資態度
 - 1.フィデリティ・Jリート・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券への投資を通じて、わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(リート)(一般社団法人投資信託協会規則に 定める不動産投資信託証券をいいます。)を主な投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行ないます。
 - 2.マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
 - 3. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合も あります。

ファンドのベンチマーク

ファンドはベンチマークを設けておりません。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産 (本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- (a) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - 1.有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲「(5)投資制限 から 」に定めるものに限ります。)
 - 3.約束手形
 - 4. 金銭債権
- (b) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

運用の指図範囲等

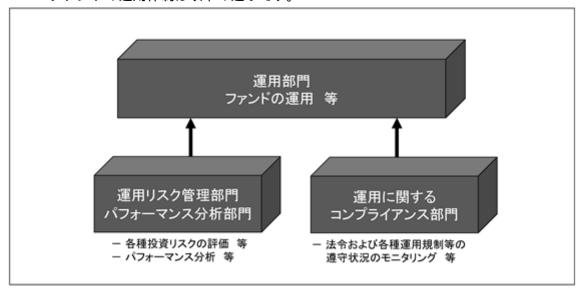
- (a) 委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。
 - 1.国債証券
 - 2. 地方債証券
 - 3 . 特別の法律により法人の発行する債券
 - 4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 5.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるもの をいいます。)
 - 6.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1 項第6号で定めるものをいいます。)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 7.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 8.特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 9. コマーシャル・ペーパー
- 10.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 11.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から10.の証券または証書の性質を有するもの
- 12.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 13.投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 14. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 15.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 16.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 18.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 19. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券 発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 21. 外国の者に対する権利で20. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.から5.の証券および11.から16.の証券または証書のうち1.から5.の証券の性質を有するものならびに13.の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、12.の証券および13.の証券(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- (b) 上記(a) の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3.コール・ローン
 - 4.手形割引市場において売買される手形
 - 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6.外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



運用部門では、ファンドの運用等を行ないます。

運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクの評価等を行ないます。 パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行ないます。 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵 守状況のモニタリング等を行ないます。

<ファンドの運用体制に対する管理等>

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を 遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および 必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。
- ・ 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価 し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会*、必要に応じ て適宜関係部門に報告しています。
 - *委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置しています。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視しています。

ファンドの関係法人である受託会社の管理として、受託会社より原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

上記「(3)運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

運用担当者の変更等により、委託会社または委託先のグループ会社間へ運用の指図に関する 権限の委託(再委託も含みます。)を追加する場合があります。なお、この場合において も、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(原則毎月24日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- (a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- (b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一 の運用を行ないます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(参考)



収益分配金に関する留意事項

- ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、それぞれの投資者ご自身の個別元本の一部払戻 しに相当する場合があります。
- 2 分配金は預貯金の利息とは異なり、分配金支払い後の純資産は減少し、基準価額の下落要因となります。
- 3 分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合当期決算日の基準価額は前期 決算日と比べて下落します。

分配方針や頻度の異なるコースが存在する場合は、投資者は自身の選好に応じて投資するコースを選択することができます。販売会社によってはコース間でスイッチングが可能です。

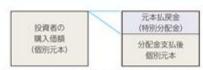
1 投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに 相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。 ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資時間全体での掲益は、個々の投資者によって異なります。

分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに 相当する場合



分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに 相当する場合



- ●「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約(償還)時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。
- ●「普通分配金」とは、個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ●「元本払戻金(特別分配金)」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。
- ※普通分配金に対する課税については、後紀「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。
- 2 分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金支払いは純資産から行なわれますので、 分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

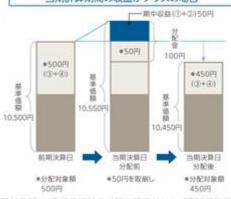
投資信託で 分配金が支払われる イメージ



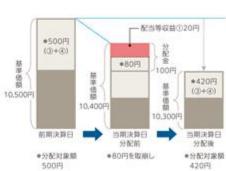
3 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの連用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配する ことができます。

前期決算から基準価額が上昇 当期計算期間の収益がプラスの場合



前期決算から基準価額が下落 当期計算期間の収益がマイナスの場合



- ※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準債積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額(以下、総称して「支出金」といいます。)を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、支出金を 控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分 配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み 立てることができます。
- (c) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除 きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前 のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者

きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始するものとします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

<ファンドの投資信託約款に基づく投資制限>

リートへの実質投資割合 には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行ないません。

株式への実質的な直接投資は行ないません。

デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

先物取引等の運用指図

- (a)委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的の場合に限り、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- (b) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的の場合に限り、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的の場合に限り、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託 期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なも のについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引の運用指図

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的の場合に限り、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の借入れの指図および範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- (b) 上記(a) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (b) 上記(a) の資金借入額は、下記1.から3.に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1.一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のため に行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確 定している資金の額の範囲内
 - 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 3.借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%以内
- (c) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- (d) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

デリバティブ取引等(新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する 証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。)については、一般社団法人 投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を 超えないものとします。

上記 における「実質投資割合」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、ファンドの投資信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<投資信託及び投資法人に関する法律および関係法令に基づく投資制限>

- (a) 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条) 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべ ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数 が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなり ません。
- (b) デリバティブ取引に関する投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項 第8号)

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の 指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商 品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超える こととなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券また はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。) を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図して はなりません。

(c) 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

(参考情報)

フィデリティ・Jリート・マザーファンドの概要

1.基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目標に運用を行ないます。

2. 運用方法

(1)投資対象

わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(リート)(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)を主な投資対象とします。

(2)投資態度

わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されているリートを主な投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に運用を行ないます。

リートへの組入比率は、原則として高位を維持します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合 もあります。

(3)投資制限

リートへの投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資は行ないません。

株式への直接投資は行ないません。

デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等 (ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

主な変動要因

<価格変動リスク>

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経 営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

- <リートに関わるリスク>
- ・リートの保有する不動産に関するリスク

リートは主として不動産に投資するため、不動産の評価額がリートの価格の決定に大きな 影響を与えます。したがって、リートが投資する不動産の状況の違いにより、リートの価格 や配当率は影響を受けます。

・リート経営に関するリスク

リートは法人組織であり、その運営如何によっては、収益性や財務内容が大きく変動する 場合があります。

- ・リートに係る規制環境に関するリスク
 - リートに関する法律、税制、会計など規制環境の変化により、リートの価格や配当率が影響を受けます。
- ・不動産市場に関するリスク

リートの主な収益は、保有不動産からの賃貸収入が占めています。したがって、不動産市 況や空室率の変動により、リートの価格や配当率は影響を受けます。

・金利リスク

リートによる資金の借り入れ状況によっては、金利変動による借り入れ返済負担の増減により、リートの価格や配当率が影響を受けます。

その他の変動要因

<信用リスク>

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、 債務が履行されない場合があります。

<デリバティブ(派生商品)に関するリスク>

ファンドは、ヘッジ目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 の場合に限り、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を 用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額 の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が 履行されず損失を被る可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

<クーリング・オフ>

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

< 流動性リスク >

ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

<ファミリーファンド方式にかかる留意点>

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて売買が生じ、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用 部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう 方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。
- ・ 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会^{*}、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。
 - *委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置しています。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視しています。

流動性リスク管理にあたっては、委託会社において流動性リスク管理に関する規程を定め、流動性リスク管理の適切な実施の確保のため、リスク・アンド・コンプライアンス・コミッティを設置しています。同コミッティは、ファンドの流動性リスクのモニタリングの結果を検証し、流動性リスク管理態勢について監督を行なうほか、緊急時対応策の検証等、当社業務運営に係る各種リスクの監視監督を行ないます。

投資リスクの管理体制は変更となる場合がありますが、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも 委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社(販売会社が選任する取次会社を含みます。)とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売(お申込み金額の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載 しています。



- ※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドの2020年6月~2025年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
- ※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。
- ※「分配金両投資基準価額」は、税引前の分配金を両投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- ※2020年6月~2025年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間 騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰 落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスの指数

日本株 TOPIX(配当込)	東証株価指数(TOPIX)(以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、 株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、 指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係 る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は 公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株 MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ペース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株 MSCI エマージング・ マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債 NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。 NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI 国債に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債 J.P.モルガンGBI-EMグローパ ル・ダイパーシファイド (円ベース)	この情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその 完全性または正確性を保証するものではありません。このインデックスは使用許諾を得て使用し ています。 J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なくこのインデックスを複写、使用、頒布することは 禁じられています。 Copyright © 2022 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複写・転載を禁じます。

[※]海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に3.30% (税抜 3.00%)を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料は、商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、申込時に販売会社にお支払いいただきます。

* 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。 「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳し くは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料の詳細については、販売会社までお問い合わせください。

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありませんが、換金(解約)時に、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から信託財産留保額 (当該基準価額に0.10%の率を乗じて得た額)を負担していただきます。

「信託財産留保額」とは、引き続きファンドを保有する受益者と途中で解約する受益者と の公平性に資するため、解約される受益者の基準価額からあらかじめ差し引いて投資信託財 産中に留保する金額をいいます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬(消費税等相当額を含みます。)の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.045%(税抜 0.95%)の率を乗じて得た額とします。

上記 の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

(年率/税抜)

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.48%	0.45%	0.02%	0.95%

<信託報酬等を対価とする役務の内容>

委託会社	委託した資金の運用の対価				
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理				
	及び事務手続き等の対価				
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価				

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬はファンドから受託会社に対して支弁されます。

税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

先物取引やオプション取引等に要する費用

借入有価証券に係る品借料

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

投資信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、以下の諸費用

- 1.投資信託振替制度に係る手数料および費用
- 2.有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
- 3.目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4.投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出 費用も含みます。)
- 6.ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託 契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 7.ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記 の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記 の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎年4月および10月に到来する計算期(以下「特定期間」といいます。)末または信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記 ~ の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用 状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)~(4)に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

運用・管理にかかる費用の総額について、詳しくは、後掲の「(5)課税上の取扱い (参考情報)ファンドの総経費率」をご参照ください。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような 取扱いとなります。

個別元本方式について

1.個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加 信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンド

フィデリティ投信株式会社(E12481)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

を取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については「3.収益分配金の課税について」をご参照ください。)

- 2. 一部解約時および償還時の課税について
 - <個人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および 当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益が譲渡益として課 税対象となります。

- < 法人の受益者の場合 >
 - 一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。
- 3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、()当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、()当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて 課税上は株式投資信託として取扱われます。

1.個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、20.315%(所得税(復興特別所得税を含みます。)15.315%および地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税(配当控除の適用はありません。)または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益が譲渡益として課税対象(譲渡所得)となり、20.315%(所得税(復興特別所得税を含みます。)15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)を選択した場合は申告不要となります。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等(申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得等(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

2.法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税(復興特別所得税を含みます。)15.315%)の税率により源泉徴収されます。(地方税の源泉徴収はありません。)収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合がありま す。

上記「(5)課税上の取扱い」の記載は、2025年5月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

上記「(5)課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

	総経費率	運用管理費用の	その他費用の
	(①+②)	比率①	比率②
フィデリティ・Jリート・アクティブ・ ファンド	1.06%	1.04%	0.02%

(比率は年率、表示析数未満を四捨五入)

[※]対象期間は2024年10月25日~2025年4月24日です。

[※]対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

[※]詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2025年5月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	28,936,411,826	100.01
預金・その他の資産(負債控除後)	-	4,337,520	0.01
合計 (純資産総額)		28,932,074,306	100.00

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考)マザーファンドの投資状況 フィデリティ・Jリート・マザーファンド

(2025年5月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	日本	71,651,844,000	98.45
預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,125,995,056	1.55
合計 (純資産総額)		72,777,839,056	100.00

⁽注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2025年5月30日現在)

順位	種類	銘柄名	国・ 地域	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・ J リート・マザー ファンド	日本	5,718,771,483	5.0065	28,631,029,436	5.0599	28,936,411,826	100.01

種類別投資比率

(2025年5月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.01

(参考)マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄フィデリティ・Jリート・マザーファンド

(2025年5月30日現在)

No								
### 1	順		通貨	新 新	数量	簿価単価(円)	評価単価(円)	
日本	位	ם ניורםצ	地域	1	双 星	簿価金額(円)	時価金額(円)	
2 日本プロロジスリート投 清法人 日本・円 日本 月本 投資証券 84.875 (6.758, 355, 466 (6.758, 375, 400) 77,000.00 (6.758, 355, 466 (6.558, 375, 000) 8.98 3 大和証券リビング投資法 人 日本・円 日本・円 日本・円 ンド投資法人 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円	1	K D X 不動産投資法人		投資証券	44,510	·		9.28
2 資法人 日本 投資証券 84.675 6,758,355,466 6,535,375,000 8,98 3 大和証券リビング投資法 日本・円 人 投資証券 60,570 92,824.73 94,100,00 7.83 4 オリックス不動産投資法 日本・円 人 投資証券 26,555 4,288,400,014 4,753,345,000 6.53 5 野村不動産マスラーア ンド投資法人 日本・円 法人 投資証券 29,786 134,867.93 151,300.00 6.32 6 ヒューリックリート投資法人 日本・円 法人 投資証券 33,470 115,302.71 14,100.00 6.32 8 イオンリート投資法人 日本・円 投資証券 日本・円 日本 投資証券 33,470 129,295.22 125,100.00 6.75 8 イオンリート投資法人 日本・円 日本・円 ト投資証券 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 資法人 投資証券 33,470 129,295.22 125,100.00 5.75 10 インヴィンシブル投資法 人 日本・円 日本・円 資法人 投資証券 35,065 3,687,683.619 4,102,605.000 5.64 11 日本・円 投資証人 日本・円 資法人 投資証券 32,776 79,221.83 86,700.00 3.49 12 ユナイテア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・	\vdash							
西京人 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	2			 投資証券	84,875	·		8.98
3 人 日本 投資証券 60,570 5,622,394,467 5,699,637,000 7,83 4 オリックス不動産投資法 日本・円 日本 投資証券 26,555 161,867,82 179,000.00 6.53 5 野村不動産マスターファ ンド投資法人 日本・円 日本 投資証券 31,799 141,881,17 144,000.00 4,601,315,300 6.32 6 とユーリックリート投資 法人 日本・円 日本 投資証券 29,786 143,857,93 161,300.00 5.85 8 イオンリート投資法人 日本・円 日本 投資証券 36,056 115,302.71 118,000.00 5.85 9 シャパンリアルエステイ ト投資証券 日本・円 日本 投資証券 33,470 120,2955.22 125,100.00 5.75 10 インヴィンシブル投資法人 日本・円 日本 投資証券 35,065 110,875.90 117,000.00 5.64 10 インヴィンシブル投資法人 日本・円 日本 投資証券 32,776 79,221.83 86,700.00 5.64 11 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円			日本		,	6,758,355,466	6,535,375,000	
大人 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	3	大和証券リビング投資法		 投資証券	60.570	·	·	7.83
大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大		人	日本			5,622,394,467	5,699,637,000	
大大の一部		オリックス不動産投資法	日本・円	 投資証券	26 555	161,867.82	179,000.00	6 53
5 ンド投資法人 日本 投資証券 31,799 4,511,679,614 4,601,315,300 6.32 6 ピューリックリート投資 法人 日本・円		人	日本	汉兵証力	20,555	4,298,400,014	4,753,345,000	0.55
ウド投資法人 日本・円 法人 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円	_	野村不動産マスターファ	日本・円	仇恣≒⊤坐	24 700	141,881.17	144,700.00	6 22
6 法人 法人 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 投資証券 29,786 (4,016,878,521) 4,506,621,800 (5,180) 6,19 7 産業ファンド投資法人 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 投資証券 投資証券 36,056 (15,302,71) 118,002,71 (18,000,00) (4,254,608,000) 5.85 8 イオンリート投資法人 日本・円 ト投資証券 33,470 (4,327,511,422) 125,100,000 (4,107,700) 5.75 10 人 インヴィンシブル投資法 人 日本・円 日本 投資証券 35,065 (2,395,20) (2,395,20) (3,581,207,300) 61,300,00 (4,92,305,400) 3,685,190,224 (3,581,207,300) 3,681,002,20 (3,581,207,300) 3,690 11 日本リート投資法人 日本・円 日本 投資証券 32,776 (2,395,20) (21,000) (2,498,428,800) 151,200,00 (2,498,428,800) 3,43 12 コナイテッドアーバン投資法人 日本・円 日本 投資証券 16,524 (2,395,20,121,050) (2,498,428,800) 151,200,00 (2,498,428,800) 3,43 13 スターアジア不動産投資 法人 日本・円 投資証券 13,959 (15,524,102,300) (1,967,966,500) (1,967,966,500) 2,498,428,800) 2,408,428,800) 2,70 14 SOSiLA物流リート 投資法人 日本・円 投資証券 投資証券 13,959 (15,524,102,300) (1,967,966,500) (1,967,966,500) 2,70 15 大和ハウスリート投資法人 日本・円 投資証券 投資証券 1,000,00 (1,22,84,49) (1,314,300,00) (1,43,44,130,000) (1,43,44,130,000) (1,43,44,130,000) (1,43,44,140,000) (1,43,44,140,000) (1,43,44,140,000) (1,43,44,140,000) (1,43,44,140,000) (1,43,44,140,000) (1,43,44,140,000) (1,43,44,140,00		ンド投資法人	日本	投貝 証分	31,799	4,511,679,614	4,601,315,300	0.32
Table Ta		ヒューリックリート投資	日本・円	+□ >⁄2 +⊤ ++	00.700	134,857.93	151,300.00	0.40
7 産業ファンド投資法人 日本・円 日本 投資証券 36,066 115,302.71 (4,254,608,000 4,254,608,000 4,254,608,000 4,157,354,797 4,254,608,000 5.75 4,157,354,797 4,254,608,000 5.75 4,157,354,797 4,254,608,000 5.75 4,157,354,797 4,254,608,000 5.75 4,157,354,797 4,254,608,000 5.75 4,100,000 6,100 110,007,000 110,000 1	6	法人	日本	投負証分	29,786	4,016,878,521	4,506,621,800	6.19
日本 日本 投資証券 36,056			日本・円			115,302.71		
8 イオンリート投資法人 日本・円 日本 投資証券 33,470 129,295.22 (4,327,511,245 4,187,097,000 5.75 4,187,097,000 5.75 4,187,097,000 5.75 4,117,000.00 4,187,097,000 5.64 117,000.00 3,887,863,619 4,102,605,000 4,102,605,000 4,102,605,000 5.64 117,000.00 4,102,605,000 6.300.00 1.000 4,102,605,000 6.300.00 1.000.000	7	産業ファンド投資法人		投資証券 	36,056	·		5.85
33,470								
9 ジャパンリアルエステイト投資法人 日本・円ト投資法人 日本・円日本 投資証券 35,065 110,875.90 117,000.00 5.64 10 インヴィンシブル投資法人 日本・円日本 投資証券 58,421 62,395.20 61,300.00 4,92 11 日本・円日本 投資証券 32,776 79,221.83 86,700.00 3,90 12 コナイテッドアーバン投資法人 日本・円日本 投資証券 16,524 138,593.62 2,596,574,702 2,841,679,200 3,90 13 スターアジア不動産投資 法人 日本・円日本 投資証券 16,524 2,290,121,050 2,488,428,800 2,70 14 SOSiLA物流リート投資法人 日本・円日本・円日本・円日本・円日本 投資証券 13,959 109,983.75 110,000.00 1,535,490,000 2.11 15 大和ハウスリート投資法人 日本・円日本・円日本 投資証券 6,165 229,152.28 239,900.00 2.03 16 NTT都市開発リート投資法人 日本・円日本・円日本・円日本・円日本・円日本・円日本・円日本・円日本・円日本・円	8	イオンリート投資法人		投資証券	33,470	·		5.75
9 ト投資法人 日本 投資証券 35,065 3,887,863,619 4,102,605,000 5.64 10 インヴィンシブル投資法 日本・円 日本 投資証券 58,421 62,395.20 61,300.00 4.92 11 日本リート投資法人 日本・円 日本 投資証券 32,776 79,221.83 86,700.00 3.90 12 コナイテッドアーバン投資法人 日本・円 日本 円 投資証券 16,524 138,593.62 151,200.00 3.43 13 スターアジア不動産投資 法人 日本・円 日本 投資証券 34,955 52,157.41 56,300.00 2.70 14 SOSiLA物流リート 投資法人 日本・円 投資証券 13,959 109,983.75 110,000.00 2.11 15 大和ハウスリート投資法人 日本・円 投資証券 投資証券 13,959 1,535,263,257 1,535,490,000 2.03 16 NTT都市開発リート投資法人 日本・円 資法人 投資証券 10,010 112,284.49 131,300.00 1.41 17 日本ビルファンド投資法人 日本・円 資法人 投資証券 7,910 129,843.30 131,600.00 1.43 18 資法人 日本・円 資法人 投資証券 11,01 85,977.14 87,100.00 1.43 18 資法人 日本・円 投資証券 投資証券 11,01 85,977.14 87,100.00 1.43 19 ジャバン・ホテル・リート投資法人 日本・円 日本・円 投資証券	\vdash	ジャパンリアルエフテイ						
10 インヴィンシブル投資法人 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円	9			投資証券	35,065	·		5.64
10 人 日本・円 投資証券 58,421 3,645,190,254 3,581,207,300 4.92 11 日本リート投資法人 日本・円 投資証券 32,776 79,221.83 86,700.00 3.90 12 コナイテッドアーバン投資法人 日本・円 投資証券 16,524 138,593.62 151,200.00 2,498,428,800 3.43 13 スターアジア不動産投資法人 日本・円 投資証券 34,955 52,157.41 56,300.00 2,70 14 多OSiLA物流リート投資法人 日本・円投資証券 13,959 109,983.75 110,000.00 2.11 15 大和ハウスリート投資法人 日本・円投資証券 6,165 229,152.28 239,900.00 2.03 16 資法人 日本・円投資法人 日本・円投資証券 10,010 112,284.49 131,300.00 1.81 17 人 日本・円投資法人 日本・円投資証券 7,910 129,843.30 131,600.00 1.43 18 タカラレーベン不動産投資法人 日本・円投資法人 日本・円投資証券 11,024,073,781 1,007,060.580 1,040,956,000 1.43 19 ゲャバン・ホテル・リート投資法人 日本・円大投資証券 12,284 863,565,200 917,614,800 1.26 20 ゲャブイリアルエステート投資法人 日本・円大投資証券 12,284 801,028,200 877,458,400 1.21 <	\vdash							
11 日本リート投資法人 日本・円 日本 投資証券 32,776 79,221.83 (2,596,574,702 (2,841,679,200) (2,2841,679,200) (2,2841,679,200) (2,284,428,800) (2,29,101,000) (2,498,428,800) (2,29,101,000) (2,701,000,00) (2,101,000,00) (2,101,000,00) (2,111,0000,00) (2,111,000,00) (2,111,000,00) (2,111,000,00) (2,111,000,00) (2,111,000,00	10			投資証券	58,421	·		4.92
11 日本リート投資法人 日本・円 投資証券 32,776 2,596,574,702 2,841,679,200 3.90 3.90 3.43 3.47 3.4,955 3.4,955 52,157.41 56,300.00 2,70 3.45 3.4,955 52,157.41 56,300.00 2,70 3.45 3.4,955 52,157.41 56,300.00 2,70 3.45 3.4,955 52,157.41 56,300.00 2,70 3.45 3.4,955 52,157.41 56,300.00 2,70 3.45 3.4,955 52,157.41 56,300.00 2,70 3.45 3.4,955 52,157.41 56,300.00 2,70 3.45 3.4,955 52,157.41 56,300.00 2,70 3.45 3.4,955 52,157.41 56,300.00 2,70 3.45 3.4,955 52,157.41 56,300.00 2,70 3.45 3.4,955 52,157.41 56,300.00 2,70 3.45 3.4,955 52,157.41 56,300.00 2,70 3.45 3.4,955 52,157.41 56,300.00 2,70 3.45 3.4,955 52,157.41 56,300.00 2,70 3.45 3.4,955 3.4,955 52,157.41 56,300.00 3.45 3.45 3.4,955 3.4,955 52,157.41 56,300.00 3.45 3.45 3.4,955 3.4,955 52,157.41 3.4,957,966,500 3.45 3.4,955 3.4,955 52,157.41 3.4,957,966,500 3.45 3.4,957,983,500 3.43 3.4,955 3.4,955 3.4,957,983,500 3.4,955 3.4,957,983,500 3.4,957 3.4,957,983,500 3.4,957 3.4,957,983,500 3.4,957 3.4,957,983,500 3.4,955 3.4,957 3.4,957,983,500 3.4,957 3.4,957,983,500 3.4,957 3.4,957,983,500 3.4,957 3.4,957,983,500 3.4,957 3.4,957,983,500 3.4,957 3.4,957,983,500 3.4,957 3.4,957,983,500 3.4,957 3.4,957 3.4,957,983,500 3.4,957 3.4,957 3.4,957,983,500 3.4,957 3.4,		<u> </u>						
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	11	日本リート投資法人		 投資証券	32.776	·		3.90
12 資法人 日本 投資証券 16,524 2,290,121,050 2,498,428,800 3.43 3.43 3.45 3.495 3.495 52,157.41 56,300.00 2.70 3.495 3.4955 1,823,162,300 1,967,966,500 2.70 1,823,162,300 1,967,966,500 2.11 1,967,966,500 1,967,966,500 1,967,966,500 2.11 1,967,966,500 1,967,966,500 2.11 1,967,966,500 1,967,966,500 2.11 1,967,966,500 1,967,966,500 1,967,966,500 2.11 1,967,966,500 1,967,966,500 2.11 1,967,966,500 1,967,966,500 2.11 1,967,966,500 1,967,966,500 2.11 1,967,966,500 1,967,966,500 2.11 1,967,966,500 1,535,490,000 2.11 1,967,966,500 1,535,490,000 2.11 1,967,966,500 1,478,983,500 2.03 1,478,983,500 1,478,983,980 1,478,983,500 1,478,983,500 1,478,983,500 1,478,983,500 1,478,983,500 1,478,983,500 1,478,983,500 1,478,983,500 1,478,983,500 1,478,983,400,40 1,478,983,400,40 1,478,983,400,40 1,478,983,400,40 1,478,983,400,40 1,478,983,400,40 1,478,983,400,40 1,478,983,400,40 1,478,983,400,40 1,478,983,400,40 1,478,983,400,40 1,478,983,400,40 1,478,983,400,40 1,478,983,400,40 1,478,983,400,40 1,478,983,400,40			日本		- , -	2,596,574,702	2,841,679,200	1
資法人 日本	12	ユナイテッドアーバン投	日本・円	 投資証券	16 524	138,593.62	151,200.00	3 43
13 法人 日本 投資証券 34,955 1,823,162,300 1,967,966,500 2.70 14 SOSiLA物流リート 投資法人 日本・円 人 投資証券 13,959 109,983.75 110,000.00 2.11 15 大和ハウスリート投資法 人 日本・円 資法人 日本・円 資法人 投資証券 6,165 229,152.28 239,900.00 2.03 16 NTT都市開発リート投資法 人 日本・円 資法人 投資証券 10,010 112,284.49 131,300.00 1.81 17 日本ビルファンド投資法 人 日本・円 資法人 投資証券 7,910 129,843.30 131,600.00 1.43 18 タカラレーベン不動産投資法人 日本・円 資法人 投資証券 11,911 85,977.14 87,100.00 1.43 19 ジャバン・ホテル・リー ト投資法人 日本・円 ト投資法人 投資証券 12,284 70,300.00 74,700.00 1.26 20 サンケイリアルエステー ト投資法人 日本・円 ト投資法人 日本・円 日本・円 大投資証券 9,926 80,700.00 88,400.00 877,458,400 21 アクティビア・プロパティーズ投資法人 日本・円 ティーズ投資法人 日本・円 日本・円 投資証券 7,398 109,987.01 115,100.00 1.17 22 森トラストリート投資法人 日本・円 投資証券 7,398 109,987.01 115,100.00 1.11 22 森トラストリート投資法人 日本・円 投資証券 12,148 61,883.68 66,3	12	資法人	日本	以典配力	10,024	2,290,121,050	2,498,428,800	0.40
法人 日本	12	スターアジア不動産投資	日本・円	- 仏容証券	24 055	52,157.41	56,300.00	2 70
14 投資法人 日本 投資証券 13,959 1,535,263,257 1,535,490,000 2.11 15 大和ハウスリート投資法 人 日本・円 資法人 日本・円 日本 投資証券 6,165 229,152.28 1,412,723,821 239,900.00 1,478,983,500 2.03 16 NTT都市開発リート投 資法人 日本・円 日本・円 日本・円 資法人 投資証券 10,010 112,284.49 1,123,967,823 131,300.00 1,314,313,000 1.81 17 日本ビルファンド投資法 人 日本・円 日本・円 資法人 投資証券 7,910 129,843.30 1,027,060,580 131,600.00 1,040,956,000 1.43 18 タカラレーベン不動産投 資法人 日本・円 日本・円 ト投資法人 投資証券 11,911 85,977.14 1,024,073,781 87,100.00 1,037,448,100 1.43 19 ジャパン・ホテル・リー ト投資法人 日本・円 ト投資法人 投資証券 12,284 70,300.00 863,565,200 74,700.00 917,614,800 1.26 20 サンケイリアルエステー ト投資法人 日本・円 大投資証券 投資証券 9,926 80,700.00 801,028,200 88,400.00 877,458,400 1.21 21 アクティビア・プロパ ティーズ投資法人 日本・円 日本・円 ティーズ投資法人 日本・円 日本・円 安ィーズ投資法人 日本・円 日本・円 日本・円 投資証券 7,398 109,987.01 813,683,964 115,100.00 851,509,800 1.17 22 森トラストリート投資法人 日本・円 安ィーズ投資法人 日本・円 投資証券 12,148 61,883.68 66,300.00 1.11	13	法人	日本	1. 汉良证分	34,933	1,823,162,300	1,967,966,500	2.70
投資法人 日本		SOSiLA物流リート	日本・円	+□ > 2 + 2 + 2 +	10.050	109,983.75	110,000.00	
15 人 日本 投資証券 6,165 1,412,723,821 1,478,983,500 2.03 16 N T T 都市開発リート投資法人 日本・円 資法人 投資証券 10,010 112,284.49 131,300.00 1.81 17 日本ビルファンド投資法人 日本・円 日本・円 日本・円 資法人 投資証券 7,910 129,843.30 131,600.00 1.43 18 タカラレーベン不動産投資法人 日本・円 日本・円 投資証券 11,911 85,977.14 87,100.00 1.43 19 ジャパン・ホテル・リート投資法人 日本・円 ト投資証券 12,284 70,300.00 74,700.00 1.26 20 サンケイリアルエステート投資法人 日本・円 ト投資証券 投資証券 9,926 80,700.00 88,400.00 1.21 21 アクティビア・プロパティーズ投資法人 日本・円 日本・円 ティーズ投資法人 日本・円 投資証券 7,398 109,987.01 115,100.00 1.17 22 森トラストリート投資法 日本・円 投資証券 投資証券 7,398 109,987.01 115,100.00 1.17 22 森トラストリート投資法 日本・円 投資証券 12,148 61,883.68 66,300.00 1.11	14	投資法人	日本	投資証券	13,959	1,535,263,257	1,535,490,000	2.11
15 人 日本 投資証券 6,165 1,412,723,821 1,478,983,500 2.03 16 N T T 都市開発リート投資法人 日本・円 資法人 投資証券 10,010 112,284.49 131,300.00 1.81 17 日本ビルファンド投資法人 日本・円 日本・円 日本・円 資法人 投資証券 7,910 129,843.30 131,600.00 1.43 18 タカラレーベン不動産投資法人 日本・円 日本・円 投資証券 11,911 85,977.14 87,100.00 1.43 19 ジャパン・ホテル・リート投資法人 日本・円 ト投資証券 12,284 70,300.00 74,700.00 1.26 20 サンケイリアルエステート投資法人 日本・円 ト投資証券 投資証券 9,926 80,700.00 88,400.00 1.21 21 アクティビア・プロパティーズ投資法人 日本・円 日本・円 ティーズ投資法人 日本・円 投資証券 7,398 109,987.01 115,100.00 1.17 22 森トラストリート投資法 日本・円 投資証券 投資証券 7,398 109,987.01 115,100.00 1.17 22 森トラストリート投資法 日本・円 投資証券 12,148 61,883.68 66,300.00 1.11		大和ハウスリート投資法	日本・円			229,152.28	239,900.00	
16NTT都市開発リート投資法人日本・円 資法人投資証券10,010112,284.49 1,313,300.00 1,314,313,0001.8117日本ビルファンド投資法人日本・円 日本・円 日本・円 資法人投資証券7,910129,843.30 1,040,956,000 1,040,956,000 1,027,060,580 1,040,956,000 1,027,060,580 1,040,956,000 1,040,956,000 1,027,060,580 1,040,956,000 1,040,	15			投資証券	6,165	·		2.03
16 資法人 日本 投資証券 10,010 1,123,967,823 1,314,313,000 1.81 17 日本ビルファンド投資法人 日本・円 投資証券 7,910 129,843.30 131,600.00 1,040,956,000 1.43 18 タカラレーベン不動産投資法人 日本・円 投資証券 11,911 85,977.14 87,100.00 1,037,448,100 1.43 19 ジャパン・ホテル・リート投資法人 日本・円 投資証券 12,284 70,300.00 74,700.00 917,614,800 1.26 20 サンケイリアルエステート投資法人 日本・円 投資証券 9,926 80,700.00 88,400.00 877,458,400 1.21 21 アクティビア・プロパティーズ投資法人 日本・円 投資証券 7,398 109,987.01 115,100.00 851,509,800 1.17 22 森トラストリート投資法 日本・円 投資証券 12,148 61,883.68 66,300.00 1.11								
17 日本ビルファンド投資法 人 日本・円 日本・円 資法人 投資証券 7,910 129,843.30 1,027,060,580 131,600.00 1,040,956,000 1.43 18 タカラレーベン不動産投資法人 日本・円 資法人 日本・円 ト投資法人 投資証券 11,911 85,977.14 1,024,073,781 87,100.00 1,037,448,100 1.43 19 ジャパン・ホテル・リー ト投資法人 日本・円 ト投資法人 日本・円 日本・円 ト投資証券 投資証券 日本・円 日本・円 ティーズ投資法人 12,284 863,565,200 80,700.00 801,028,200 88,400.00 877,458,400 1.21 20 アクティビア・プロパ ティーズ投資法人 日本・円 日本・円 ティーズ投資法人 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 投資証券 日本・円 投資証券 7,398 813,683,964 109,987.01 851,509,800 11.17 22 森トラストリート投資法 日本・円 日本・円 投資証券 日本・円 12,148 61,883.68 66,300.00 1,11	16			投資証券	10,010			1.81
17 人 日本 投資証券 7,910 1,027,060,580 1,040,956,000 1.43 18 タカラレーベン不動産投資法人 日本・円 資法人 投資証券 11,911 85,977.14 1,024,073,781 87,100.00 1,037,448,100 1.43 19 ト投資法人 ジャパン・ホテル・リー ト投資法人 日本・円 ト投資証券 投資証券 12,284 70,300.00 863,565,200 74,700.00 917,614,800 1.26 20 サンケイリアルエステー ト投資法人 日本・円 ト投資法人 投資証券 9,926 80,700.00 801,028,200 88,400.00 877,458,400 1.21 21 アクティビア・プロパ ティーズ投資法人 日本・円 ティーズ投資法人 日本・円 日本・円 ティーズ投資法人 投資証券 7,398 109,987.01 813,683,964 115,100.00 851,509,800 1.17 22 森トラストリート投資法 日本・円 投資証券 12,148 61,883.68 66,300.00 1								
18 タカラレーベン不動産投資法人 日本・円 投資証券 11,911 85,977.14 1,037,448,100 1.43 1,037,448,100 1.43 1,037,448,100 1.43 1,024,073,781 1,037,448,100 1.43 1,037,448,100 1.26 2.2 2 12,284 70,300.00 74,700.00 863,565,200 917,614,800 917,614,800 1.26 2.2 2 12,284 863,565,200 917,614,800 917,614,800 801,028,200 877,458,400 801,028,200 877,458,400 801,028,200 877,458,400 813,683,964 851,509,800 81.17 813,683,964 851,509,800 81.17 813,683,964 851,509,800 81.11 20 かンケイリアルエステート投資法 日本・円 投資証券 7,398 109,987.01 813,683,964 851,509,800 81.17 21 アクティビア・プロパティーズ投資法人 日本・円 投資証券 813,683,964 851,509,800 81.17 22 森トラストリート投資法 日本・円 投資証券 12,148 61,883.68 66,300.00 1.11	17			投資証券	7,910	·	·	1.43
18 資法人 日本 投資証券 11,911 1,024,073,781 1,037,448,100 1.43 19 ジャパン・ホテル・リート投資法人 日本・円ト投資証券 12,284 70,300.00 74,700.00 917,614,800 1.26 20 サンケイリアルエステート投資法人 日本・円ト投資証券 9,926 80,700.00 88,400.00 877,458,400 1.21 21 アクティビア・プロパティーズ投資法人 日本・円トイズ投資法人 日本・円トイズ投資法人 日本・円トイズ投資法人 日本・円トイズ投資法人 日本・円トイズ投資法人 日本・円トイズ投資法人 日本・円トイズ投資法人 日本・円トイズ投資法人 日本・円トイス 投資証券 12,148 61,883.68 66,300.00 1.11								
19 ジャパン・ホテル・リート投資法人 日本・円 投資証券 12,284 70,300.00 863,565,200 917,614,800 917,614,	18			投資証券	11,911	·		1.43
19 ト投資法人 日本 投資証券 12,284 863,565,200 917,614,800 1.26 20 サンケイリアルエステート投資法人 日本・円ト投資証券 9,926 80,700.00 88,400.00 877,458,400 21 アクティビア・プロパティーズ投資法人 日本・円トイズ投資法人 日本・円トイズ投資法人 日本・円トイズ投資法人 109,987.01 115,100.00 1.17 22 森トラストリート投資法 日本・円トクラストリート投資法 日本・円トクタン 投資証券 12,148 61,883.68 66,300.00 1.11								
20 サンケイリアルエステート投資法人 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円 日本・円	19			投資証券	12,284	·		1.26
20 ト投資法人 日本 投資証券 9,926 801,028,200 877,458,400 1.21 21 アクティビア・プロパティーズ投資法人 日本・円 日本・円 日本・円 投資証券 7,398 109,987.01 115,100.00 851,509,800 1.17 22 森トラストリート投資法 日本・円 投資証券 12 148 61,883.68 66,300.00 1 11								
下投資法人 日本 801,028,200 877,458,400 21 アクティビア・プロパ ティーズ投資法人 日本・円 日本・円 投資証券 7,398 109,987.01 813,683,964 115,100.00 851,509,800 1.17 22 森トラストリート投資法 日本・円 投資証券 投資証券 12,148 61,883.68 66,300.00 1,11	20			投資証券	9,926	·		1.21
21 ティーズ投資法人 日本 投資証券 7,398 813,683,964 851,509,800 1.17 22 森トラストリート投資法 日本・円 投資証券 12,148 61,883.68 66,300.00 1,11					, -)
フィース投資法人 日本 813,683,964 851,509,800 22 森トラストリート投資法 日本・円 投資証券 12,148 61,883.68 66,300.00	21			 投資証券	7 398		115,100.00	_{1 17}
22	<u> </u>	ティーズ投資法人	日本	10,5,111,11	.,000	813,683,964	851,509,800	
** 人 日本 *** 日本 *** 751,763,003 805,412,400 ***	92	森トラストリート投資法	日本・円	 投資証券	12 1/1	61,883.68	66,300.00	, ,,
		人	日本	以只证分	12,140	751,763,003	805,412,400	

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

							日间正为"我口目(2)	
23	大和証券オフィス投資法	日本・円		投資証券	2 466	290,343.51	301,500.00	1.02
23	人		日本	仅貝証分	2,466	715,987,120	743,499,000	1.02
24	トーセイ・リート投資法	日本・円		+爪恣≐⊤ 坐	F 204	126,480.82	129,300.00	0.06
24	人		日本	投資証券	5,394	682,237,584	697,444,200	0.96
25	三菱地所物流リート投資	日本・円		投資証券	5 527	114,772.64	116,900.00	0.89
23	法人		日本	仅貝証分	5,527	634,348,389	646,106,300	0.69
26	日本プライムリアルティ	日本・円		t∩恣≐tr 坐	1 690	336,385.50	359,500.00	0.83
20	投資法人		日本	投資証券	1,680	565,127,652	603,960,000	0.63
27	投資法人みらい	日本・円		投資証券	12,874	40,719.50	42,800.00	0.76
21	投具広人のりい		日本	仅貝証分	12,074	524,222,874	551,007,200	0.76
28	フロンティア不動産投資	日本・円		投資証券	5,707	82,029.71	82,400.00	0.65
20	法人		日本	12.100000000000000000000000000000000000	3,707	468,143,567	470,256,800	0.05
29	Oneリート投資法人	日本・円		投資証券	1 742	233,249.05	246,300.00	0.59
29	ひ川モリード投具広人		日本	仅貝証分	1,743	406,553,104	429,300,900	0.59
30	ラサールロジポート投資	日本・円		投資証券	2,697	140,596.34	134,300.00	0.50
	法人		日本	1又貝延分	2,097	379,188,336	362,207,100	0.50

(参考)マザーファンドの種類別投資比率 フィデリティ・Jリート・マザーファンド

(2025年5月30日現在)

種類	国内 / 外国	投資比率 (%)
投資証券	国内	98.45
合計(対	98.45	

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2025年5月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1 口当たり純資産額 (円) (分配落)	1 口当たり純資産額 (円) (分配付)
2015年10月26日 (第6特定期間)	5,354	5,416	1.2993	1.3143
2016年 4 月25日 (第7特定期間)	6,569	6,637	1.4331	1.4481
2016年10月24日 (第8特定期間)	14,378	14,588	1.2344	1.2524
2017年4月24日 (第9特定期間)	31,722	32,231	1.1234	1.1414
2017年10月24日 (第10特定期間)	32,799	33,187	1.0145	1.0265
2018年4月24日 (第11特定期間)	32,911	33,303	1.0084	1.0204
2018年10月24日 (第12特定期間)	32,438	32,841	0.9651	0.9771
2019年4月24日 (第13特定期間)	37,197	37,652	0.9819	0.9939
2019年10月24日 (第14特定期間)	47,702	48,220	1.1059	1.1179
2020年 4 月24日 (第15特定期間)	32,207	32,738	0.7283	0.7403
2020年10月26日 (第16特定期間)	35,121	35,498	0.7447	0.7527
2021年 4 月26日 (第17特定期間)	40,560	40,925	0.8896	0.8976
2021年10月25日 (第18特定期間)	38,798	39,152	0.8764	0.8844
2022年 4 月25日 (第19特定期間)	36,394	36,748	0.8234	0.8314
2022年10月24日 (第20特定期間)	37,548	37,953	0.7409	0.7489
2023年 4 月24日 (第21特定期間)	39,777	40,227	0.7076	0.7156
2023年10月24日 (第22特定期間)	40,731	41,214	0.6739	0.6819
2024年 4 月24日 (第23特定期間)	35,487	35,931	0.6399	0.6479
2024年10月24日 (第24特定期間)	30,426	30,863	0.5568	0.5648
2025年 4 月24日 (第25特定期間)	28,198	28,618	0.5367	0.5447

				THE STATE OF THE S
2024年 5 月末日	33,948	-	0.6150	-
2024年 6 月末日	33,119	-	0.6016	-
2024年7月末日	32,591	ı	0.5940	-
2024年 8 月末日	32,571	1	0.5976	-
2024年 9 月末日	31,552	-	0.5788	-
2024年10月末日	30,599	ı	0.5595	-
2024年11月末日	30,080	ı	0.5536	-
2024年12月末日	28,798	ı	0.5461	-
2025年 1 月末日	29,165	ı	0.5607	-
2025年 2 月末日	29,190	ı	0.5594	-
2025年3月末日	28,464	ı	0.5423	-
2025年4月末日	28,600	ı	0.5412	-
2025年 5 月末日	28,932	-	0.5438	-

【分配の推移】

第7特定期間(第35期~第40期計算期間合計) 0. 第8特定期間(第41期~第46期計算期間合計) 0. 第9特定期間(第47期~第52期計算期間合計) 0. 第10特定期間(第53期~第58期計算期間合計) 0.	0900 0900 1080 1080 0900
第 8 特定期間 (第41期~第46期計算期間合計) 0. 第 9 特定期間 (第47期~第52期計算期間合計) 0. 第10特定期間 (第53期~第58期計算期間合計) 0.	1080 1080 0900
第 9 特定期間 (第47期~第52期計算期間合計) 0. 第10特定期間 (第53期~第58期計算期間合計) 0.	1080 0900
第10特定期間(第53期~第58期計算期間合計) 0.	0900
第11時定期間(第50期~第64期計算期間合計)	0720
第12特定期間(第65期~第70期計算期間合計) 0.	0720
第13特定期間(第71期~第76期計算期間合計) 0.	0720
第14特定期間(第77期~第82期計算期間合計) 0.	0720
第15特定期間(第83期~第88期計算期間合計) 0.	0720
第16特定期間(第89期~第94期計算期間合計) 0.	0560
第17特定期間(第95期~第100期計算期間合計) 0.	0480
第18特定期間(第101期~第106期計算期間合計) 0.	0480
第19特定期間(第107期~第112期計算期間合計) 0.	0480
第20特定期間(第113期~第118期計算期間合計) 0.	0480
第21特定期間(第119期~第124期計算期間合計) 0.	0480
第22特定期間 (第125期~第130期計算期間合計) 0.	0480
第23特定期間(第131期~第136期計算期間合計) 0.	0480
第24特定期間(第137期~第142期計算期間合計) 0.	0480
第25特定期間(第143期~第148期計算期間合計) 0.	0480

【収益率の推移】

期	収益率(%)
第6特定期間(第29期~第34期計算期間合計)	8.1
第7特定期間(第35期~第40期計算期間合計)	17.2
第8特定期間(第41期~第46期計算期間合計)	6.3
第9特定期間(第47期~第52期計算期間合計)	0.2
第10特定期間(第53期~第58期計算期間合計)	1.7
第11特定期間(第59期~第64期計算期間合計)	6.5
第12特定期間(第65期~第70期計算期間合計)	2.8
第13特定期間(第71期~第76期計算期間合計)	9.2
第14特定期間(第77期~第82期計算期間合計)	20.0
第15特定期間(第83期~第88期計算期間合計)	27.6
第16特定期間(第89期~第94期計算期間合計)	9.9
第17特定期間(第95期~第100期計算期間合計)	25.9
第18特定期間(第101期~第106期計算期間合計)	3.9
第19特定期間(第107期~第112期計算期間合計)	0.6
第20特定期間(第113期~第118期計算期間合計)	4.2
第21特定期間(第119期~第124期計算期間合計)	2.0
第22特定期間(第125期~第130期計算期間合計)	2.0
第23特定期間(第131期~第136期計算期間合計)	2.1
第24特定期間(第137期~第142期計算期間合計)	5.5
第25特定期間(第143期~第148期計算期間合計)	5.0

(注)収益率とは、各特定期間末の基準価額(分配付)から前特定期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前特定期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第 6 特定期間 (2015年 4 月25日 ~ 2015年10月26日)	1,463,701,978	1,327,267,222	4,121,213,450
第 7 特定期間 (2015年10月27日~2016年 4 月25日)	2,102,978,539	1,640,323,164	4,583,868,825
第 8 特定期間 (2016年 4 月26日 ~ 2016年10月24日)	9,030,009,863	1,965,476,631	11,648,402,057
第 9 特定期間 (2016年10月25日~2017年 4 月24日)	20,468,357,107	3,878,314,821	28,238,444,343
第10特定期間 (2017年4月25日~2017年10月24日)	9,561,563,390	5,469,338,890	32,330,668,843
第11特定期間 (2017年10月25日~2018年4月24日)	5,694,782,015	5,387,293,858	32,638,157,000
第12特定期間 (2018年4月25日~2018年10月24日)	7,814,291,928	6,840,876,929	33,611,571,999
第13特定期間 (2018年10月25日~2019年4月24日)	10,967,142,263	6,694,611,118	37,884,103,144
第14特定期間 (2019年4月25日~2019年10月24日)	13,079,764,502	7,828,334,055	43,135,533,591
第15特定期間 (2019年10月25日~2020年4月24日)	15,238,227,127	14,150,665,202	44,223,095,516
第16特定期間 (2020年4月25日~2020年10月26日) 第17特定期間	9,229,510,802	6,288,962,854	47,163,643,464
(2020年10月27日~2021年4月26日)	6,701,510,221	8,272,873,847	45,592,279,838
第18特定期間 (2021年4月27日~2021年10月25日)	4,609,414,522	5,929,540,900	44,272,153,460
第19特定期間 (2021年10月26日~2022年4月25日) 第20特定期間	4,326,224,872	4,395,190,608	44,203,187,724
(2022年4月26日~2022年10月24日) 第21特定期間	9,387,758,282	2,914,731,025	50,676,214,981
(2022年10月25日~2023年4月24日) 第22特定期間	11,819,681,168	6,280,870,997	56,215,025,152
第22特定期间 (2023年4月25日~2023年10月24日) 第23特定期間	11,115,425,538	6,889,355,540	60,441,095,150
(2023年10月25日~2024年4月24日)	7,223,534,365	12,209,925,875	55,454,703,640
第24特定期間 (2024年 4 月25日 ~ 2024年10月24日) 第25株字期間	5,583,562,768	6,391,494,102	54,646,772,306
第25特定期間 (2024年10月25日~2025年4月24日)	5,645,041,908	7,755,098,647	52,536,715,567

⁽注)本邦外における設定及び解約はありません。

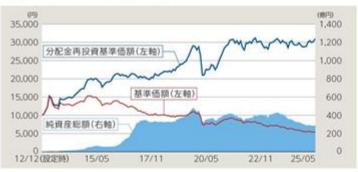
<参考情報>

(2025年5月30日現在)

- ※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。
- ※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。
- ※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。



基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した 実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

組入上位10銘柄

基準価額	5.438円	
吨資産総額	289.3億円	

分

分配の推移

	(1万口当たり/祝ら順)
決算期	分配金
2025年1月	80円
2025年2月	80円
2025年3月	80円
2025年 4 月	80円
2025年5月	80円
直近1年間累計	960円
80-10-11 (W 84	17 220EE



主要な資産の状況(マザーファンド)

資産別組入状況	
投資証券	98.5%
現金・その他	1.5%

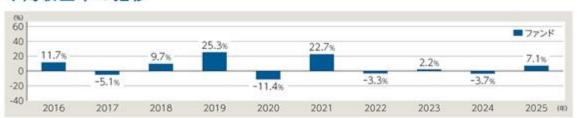
業種別組入比率	
各種不動産投資信託	41.3%
工業用不動産投資信託	18.9%
オフィス不動産投資信託	17.2%
集合住宅用不動産投資信託	8.0%
店舖用不動産投資信託	6.4%
ホテル・リゾート不動産投資信託	6.4%
ヘルスケア不動産投資信託	0.2%

	銘柄	業種	比率
1	KDX不動産投資法人	各種不動産投資信託	9.3%
2	日本プロロジスリート投資法人	工業用不動産投資信託	9.0%
3	大和証券リビング投資法人	集合住宅用不動産投資信託	7.8%
4	オリックス不動産投資法人	オフィス不動産投資信託	6.5%
5	野村不動産マスターファンド投資法人	各種不動産投資信託	6.3%
6	ヒューリックリート投資法人	各種不動産投資信託	6.2%
7	産業ファンド投資法人	工業用不動産投資信託	5.8%
8	イオンリート投資法人	店舗用不動産投資信託	5.8%
9	ジャパンリアルエステイト投資法人	オフィス不動産投資信託	5.6%
10	インヴィンシブル投資法人	ホテル・リゾート不動産投資信託	4.9%

- ※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。
- ※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。
- ※業種はMSCI/S&P GICS*に準じて表示しています。
- *MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プアーズがMSCI Inc.と共同で作成した世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard=GICS)です。



年間収益率の推移



- 幸当ファンドは、ベンチマークを設定しておりません。
- ※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。
- ※2025年は年初以降5月末までの実績となります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。ファンドの取得申込みの受付は、原則として午後3時30分までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドには、税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「累積投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」があります。なお、販売会社によっては取扱いコースが異なることがあります。

「累積投資コース」を利用される場合、取得申込者は、あらかじめ販売会社との間で累積投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約(以下「累積投資契約」といいます。)を締結するものとします。なお、販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の基準価額とします。

ファンドの申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍とします。

ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に3.30%(税抜 3.00%)を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。

販売会社の申込手数料および申込単位の詳細については、販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いいただくものとします。

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

フィデリティ投信株式会社(E12481)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において一部解約の実行の請求を行なうことができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時30分までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に対して0.10%の率を乗じて得た額)を控除した解約価額 とします。

解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.10%)

一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス: https://www.fidelity.co.jp/)をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル(0570 - 051 - 104 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。)または販売会社までお問い合わせください。

個人の受益者の場合のお手取額(1口当たり)は、一部解約時の差益(譲渡益)に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

法人の受益者の場合のお手取額(1口当たり)は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる 税金を差し引いた金額となります。

上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等においてお支払するものとします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行なうために1日1件5億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

委託会社は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

EDINET提出書類

フィデリティ投信株式会社(E12481)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

ファンドの受益権の換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券:基準価額で評価します。

投資証券:原則として、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出され、委託会社のホームページ(アドレス:https://www.fidelity.co.jp/)をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル(0570-051-104(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。)または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に「Jリートアク」として略称で掲載されます。

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5)その他 (a)信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月25日から翌月24日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、下記「(5)その他 (a)信託の終了」による解約の日までとします。

(5)【その他】

(a)信託の終了

<信託契約の解約>

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合または、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託会社は、上記 の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を 行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由な どの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対 し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

上記 の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この段落において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記 の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる 多数をもって行ないます。

上記 から までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意 思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない 事情が生じている場合であって、上記 から までの規定による信託契約の解約の手続きを行 なうことが困難である場合も同様とします。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託 契約を解約し信託を終了させます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、下記「(b)投資信託約款の変更等」の規定に従います。

<委託会社の登録取消等に伴う取扱い>

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上述の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(b)投資信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

<受託会社の辞任および解任に伴う取扱い>

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のう え、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「(b)投資信託約款の変更等」の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者

は、上記によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

(b) 投資信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本(b)に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、上記 の事項(上記 の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記 の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な投資信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

上記 の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の 受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本 (b) において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。 なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議につ いて賛成するものとみなします。

上記 の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる 多数をもって行ないます。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記 から までの規定は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場 合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記 録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

上記 から の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合 にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否 決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(c)運用報告書の作成

委託会社は、毎特定期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容お よび有価証券の売買状況等のうち、重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法 人に関する法律第14条第2項に規定する事項を記載した書面)を作成し、これを販売会社を通じ て知れている受益者に対して交付します。

また、委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項 に規定する事項を記載した書面)を電磁的方法により提供します。

上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書(全体版)の提供について、書 面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(d)関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の3ヵ月前ま でにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されます。自動延 長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(e) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

この信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なう ことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

(f) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社 のホームページ (https://www.fidelity.co.jp/) に掲載します。

(g)委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関 する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この 信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(h)信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再 信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基 づいて所定の事務を行ないます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで)から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始するものとします。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。

上記 にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、 受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終 了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し 遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した 受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利 を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金(信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了日から起算して5営業日まで)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないとき は、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が別途定める解約単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前掲「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4) 反対者の買取請求権の不適用

ファンドは、受益者が一部解約請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25特定期間(2024年10月25日から2025年4月24日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

1【財務諸表】

【フィデリティ・Jリート・アクティブ・ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第24特定期間 2024年10月24日現在	第25特定期間 2025年 4 月24日現在
資産の部		
流動資産		
預金	30,943,081	30,461,488
親投資信託受益証券	30,381,437,770	28,153,897,104
未収入金	554,321,898	550,549,092
流動資産合計	30,966,702,749	28,734,907,684
資産合計	30,966,702,749	28,734,907,684
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	437,174,178	420,293,724
未払解約金	73,156,481	88,190,854
未払受託者報酬	566,866	535,308
未払委託者報酬	26,359,587	24,892,125
その他未払費用	3,297,258	2,623,833
流動負債合計	540,554,370	536,535,844
負債合計	540,554,370	536,535,844
純資産の部		
元本等		
元本	54,646,772,306	52,536,715,567
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	24,220,623,927	24,338,343,727
元本等合計	30,426,148,379	28,198,371,840
純資産合計	30,426,148,379	28,198,371,840
負債純資産合計	30,966,702,749	28,734,907,684

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第24特定期間 自 2024年 4 月25日 至 2024年10月24日	第25特定期間 自 2024年10月25日 至 2025年4月24日
営業収益		
受取利息	4,547	21,211
有価証券売買等損益	1,754,883,065	1,615,451,166
営業収益合計	1,754,878,518	1,615,472,377
営業費用		
受託者報酬	3,642,560	3,194,264
委託者報酬	169,380,731	148,534,851
その他費用	3,297,258	2,623,833
営業費用合計	176,320,549	154,352,948
営業利益又は営業損失()	1,931,199,067	1,461,119,429
経常利益又は経常損失()	1,931,199,067	1,461,119,429
当期純利益又は当期純損失()	1,931,199,067	1,461,119,429
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	13,954,597	6,439,839
期首剰余金又は期首欠損金()	19,966,989,632	24,220,623,927
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,513,315,477	3,490,036,227
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	2,513,315,477	3,490,036,227
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,224,587,025	2,547,547,749
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	2,224,587,025	2,547,547,749
分配金	2,625,118,277	2,527,767,546
期末剰余金又は期末欠損金()	24,220,623,927	24,338,343,727

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方	親投資信託受益証券
法	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあ
	たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価してお
	ります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第24特定期間	第25特定期間
項目	2024年10月24日現在	2025年 4 月24日現在
1.元本の推移		
期首元本額	55,454,703,640 円	54,646,772,306 円
期中追加設定元本額	5,583,562,768 円	5,645,041,908 円
期中一部解約元本額	6,391,494,102 円	7,755,098,647 円
2 . 受益権の総数	54,646,772,306 🗆	52,536,715,567 🗆
3.元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っている場合に	24,220,623,927 円	24,338,343,727 円
おけるその差額		
4 . 1口当たり純資産額	0.5568 円	0.5367 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第24特定期間		
自	2024年 4 月25日	
卒	2024年10日24日	

分配金の計算過程

(自2024年4月25日 至2024年5月24日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(18,772,869円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(26,790,911,902円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は26,809,684,771円(1口当たり0.486245円)であり、うち441,089,353円(1口当たり0.008000円)を分配金額としております。

(自2024年5月25日 至2024年6月24日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(35,771,239円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(26,355,009,564円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は26,390,780,803円(1口当たり0.478904円)であり、うち440,852,988円(1口当たり0.008000円)を分配金額としております。

(自2024年6月25日 至2024年7月24日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(122,673,711円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(25,686,492,705円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は25,809,166,416円(1口当たり0.473171円)であり、うち436,360,758円(1口当たり0.008000円)を分配金額としております。

第25特定期間

自 2024年10月25日

至 2025年4月24日

分配金の計算過程

(自2024年10月25日 至2024年11月25日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(104,687,984円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(24,297,926,291円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は24,402,614,275円(1口当たり0.449793円)であり、うち434,023,834円(1口当たり0.008000円)を分配金額としております。

(自2024年11月26日 至2024年12月24日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(81,546,600円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(23,305,710,864円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は23,387,257,464円(1口当たり0.443354円)であり、うち422,006,117円(1口当たり0.008000円)を分配金額としております。

(自2024年12月25日 至2025年1月24日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(161,275,040円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(22,743,063,630円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は22,904,338,670円(1口当たり0.438462円)であり、うち417,903,170円(1口当たり0.008000円)を分配金額としております。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(自2024年7月25日 至2024年8月26日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(81,502,647円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(25,304,234,306円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は25,385,736,953円(1口当たり0.466686円)であり、うち435,166,360円(1口当たり0.008000円)を分配金額としております。

(自2024年8月27日 至2024年9月24日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(213,513,025円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(24,912,210,496円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は25,125,723,521円(1口当たり0.462641円)であり、うち434,474,640円(1口当たり0.008000円)を分配金額としております。

(自2024年9月25日 至2024年10月24日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(65,463,808円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(24,845,260,004円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は24,910,723,812円(1口当たり0.455850円)であり、うち437,174,178円(1口当たり0.008000円)を分配金額としております。

(自2025年1月25日 至2025年2月25日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(84,419,719円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(22,340,373,094円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は22,424,792,813円(1口当たり0.432102円)であり、うち415,175,947円(1口当たり0.008000円)を分配金額としております。

(自2025年2月26日 至2025年3月24日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(178,943,868円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(22,180,183,378円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は22,359,127,246円(1口当たり0.427553円)であり、うち418,364,754円(1口当たり0.008000円)を分配金額としております。

(自2025年3月25日 至2025年4月24日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(74,314,910円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(22,042,623,181円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は22,116,938,091円(1口当たり0.420981円)であり、うち420,293,724円(1口当たり0.008000円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

-	
1.金融商品に対する取	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信
組方針	託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する
当該金融商品に係る	金融商品の種類は、有価証券、金銭債権および金銭債務であり、その内
リスク	容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関
	する注記および附属明細表に記載しております。
	当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク(価格変動、
	為替変動、金利変動等)、信用リスク等があります。
3.金融商品に係るリス	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が
ク管理体制	自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運
	用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

. 金融商品の時価等に関する事項

│ 1 . 貸借対照表計上額、	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はあり
時価及びその差額	ません。
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券
	売買目的有価証券
	重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評
	価方法」に記載しております。
	(2)上記以外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、
	当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているた
関する事項について	め、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもありま
の補足説明	す。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第24特定期間 第25特定期間		
 種 類	2024年10月24日現在	2025年 4 月24日現在	
↑生 次 貝	最終の計算期間の損益に	最終の計算期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	922,697,943	97,601,599	
合 計	922,697,943	97,601,599	

EDINET提出書類 フィデリティ投信株式会社(E12481) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(デリバティブ取引に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益 証券	フィデリティ・Jリート・マザーファン ド	5,727,109,401	28,153,897,104	
親投資信託受益証券 合計		5,727,109,401	28,153,897,104	
合計		5,727,109,401	28,153,897,104	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「フィデリティ・Jリート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。 なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・」リート・マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	2024年10月24日現在	2025年 4 月24日現在
区分	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	826,514,237	736,496,195
投資証券	68,433,803,900	69,855,083,300
未収入金	542,881,334	355,896,878
未収配当金	742,135,359	777,710,143
流動資産合計	70,545,334,830	71,725,186,516
資産合計	70,545,334,830	71,725,186,516
負債の部		
流動負債		
未払金	492,254,265	188,039,196
未払解約金	597,426,367	592,868,640
流動負債合計	1,089,680,632	780,907,836
負債合計	1,089,680,632	780,907,836
純資産の部		
元本等		
元本	14,963,620,162	14,431,680,115
剰余金		
剰余金又は欠損金()	54,492,034,036	56,512,598,565
元本等合計	69,455,654,198	70,944,278,680
純資産合計	69,455,654,198	70,944,278,680
負債純資産合計	70,545,334,830	71,725,186,516

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価	投資証券
方法	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価
	評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場の
	ないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者
	等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年10月24日現在	2025年 4 月24日現在
1.元本の推移		
期首元本額	14,647,045,194 円	14,963,620,162 円
期中追加設定元本額	1,443,571,298 円	869,463,978 円
期中一部解約元本額	1,126,996,330 円	1,401,404,025 円
2.期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・Jリート・アクティブ・ファン ド	6,545,466,600 円	5,727,109,401 円
フィデリティ・Jリート・アクティブ・ファン ド (資産成長型)	1,193,165,887 円	1,292,721,177 円
フィデリティ・Jリート・アクティブ・ファン ド (隔月決算型)	6,705,054 円	10,190,052 円
フィデリティ・Jリート・ファンド 2 (適格 機関投資家専用)	7,218,282,621 円	7,401,659,485 円
計	14,963,620,162 円	14,431,680,115 円
3.受益権の総数	14,963,620,162 🏻	14,431,680,115 🏻
4 . 1口当たり純資産額	4.6416 円	4.9159 円

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信
組方針	託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権および
当該金融商品に係る	金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記および
リスク	附属明細表に記載しております。
	当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク(価格変動、
	為替変動、金利変動等)、信用リスク等があります。
3.金融商品に係るリス	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が
ク管理体制	自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運
	用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

. 金融商品の時価等に関する事項

1.貸借対照表計上額、	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はあり
時価及びその差額	ません。
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券
	売買目的有価証券
	重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評
	価方法」に記載しております。
	(2)上記以外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、
	当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているた
関する事項について	め、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもありま
の補足説明	す。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2024年10月24日現在	2025年 4 月24日現在	
種類	当計算期間の損益に	当計算期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	
投資証券	332,078,452	1,036,209,494	
合 計	332,078,452	1,036,209,494	

(注1)2024年10月24日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(2024年10月16日から2024年10月24日まで)に対応するものとなっております。

(注2)2025年4月24日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(2024年10月16日から2025年4月24日まで)に対応するものとなっております。

EDINET提出書類 フィデリティ投信株式会社(E12481) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(デリバティブ取引に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

> (3)附属明細表 有価証券明細表 (ア)株式 該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資証券	CREロジスティクスファンド投資法人	1,701	241,712,100	
	KDX不動産投資法人	44,908	6,700,273,600	
	NTT都市開発リート投資法人	10,047	1,341,274,500	
	Oneリート投資法人	1,469	355,644,900	
	SOSiLA物流リート投資法人	12,858	1,414,380,000	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資 法人	4,510	451,000,000	
	三菱地所物流リート投資法人	5,117	596,642,200	
	産業ファンド投資法人	32,406	3,710,487,000	
	森トラストリート投資法人	13,351	837,107,700	
	星野リゾート・リート投資法人	1,363	292,363,500	
	大和証券オフィス投資法人	2,134	649,803,000	
	大和証券リビング投資法人	63,622	5,745,066,600	
	大和ハウスリート投資法人	8,256	1,964,928,000	
	投資法人みらい	10,065	425,749,500	
	日本ビルファンド投資法人	4,254	563,229,600	
	日本プライムリアルティ投資法人	2,152	753,200,000	
	日本プロロジスリート投資法人	27,855	6,568,209,000	
	日本リート投資法人	38,556	3,207,859,200	
	野村不動産マスターファンド投資法人	28,332	4,031,643,600	
	アクティビア・プロパティーズ投資法 人	2,465	839,332,500	
	イオンリート投資法人	33,594	4,199,250,000	
	インヴィンシブル投資法人	58,637	3,377,491,200	
	オリックス不動産投資法人	20,001	3,556,177,800	
	サンケイリアルエステート投資法人	10,077	883,752,900	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	12,329	855,632,600	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	37,293	4,210,379,700	
	スターアジア不動産投資法人	32,608	1,744,528,000	
	タカラレーベン不動産投資法人	10,705	910,995,500	
	トーセイ・リート投資法人	4,556	589,090,800	
	ヒューリックリート投資法人	31,974	4,626,637,800	
	フロンティア不動産投資法人	9,178	732,404,400	
	ヘルスケア&メディカル投資法人	1,704	184,032,000	
	ユナイテッドアーバン投資法人	19,607	2,923,403,700	
	ラサールロジポート投資法人	2,707	371,400,400	
投資証券 合詞	t	600,391	69,855,083,300	
合計		600,391	69,855,083,300	

(注)投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年5月30日現在)

種類	金額	単位
資産総額	29,061,832,257	円
負債総額	129,757,951	円
純資産総額(-)	28,932,074,306	円
発行済数量	53,202,547,438	П
1 単位当たり純資産額(/)	0.5438	円

(参考)マザーファンドの純資産額計算書 フィデリティ・Jリート・マザーファンド

(2025年5月30日現在)

種類	金額	単 位
資産総額	73,039,885,469	円
負債総額	262,046,413	円
純資産総額(-)	72,777,839,056	円
発行済数量	14,383,236,256	
1 単位当たり純資産額(/)	5.0599	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換該当事項はありません。
- (2) 受益者名簿 作成しません。
- (3) 受益者に対する特典 該当事項はありません。
- (4) 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容 ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。
 - (注)委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取 消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する 者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証 券を発行しません。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、 一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、投資信託約款の規 定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等(2025年5月末日現在)

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

経営体制

委託会社は、監査役設置会社であります。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経 営の基本方針および経営業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認します。

取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

- 1.個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、世界の主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果が入手できる調査・運用体制を整えています。
- 2.ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。
- 3.ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門において部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。また、運用に関するコンプライアンス部門においては、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。 2025年5月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託173本、単位型株式投資信託2本、親投資信託50本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額6,566,510,283,528円です。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第 59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。 具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開 情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

(1)【貸借対照表】

		₩00#B	(単位:千円)
		第38期 (2023年12月31日)	第39期 (2024年12月31日)
資産の部		(2023年12月31日)	(2024年12月31日)
流動資産			
現金及び預金		2,269,485	3,084,299
立替金		59,949	21,131
前払費用		460,082	484,198
未収委託者報酬		9,026,865	12,960,510
未収運用受託報酬		5,354,461	1,086,735
未収収益		5,845	6,173
未収入金	*1	152,986	221,095
流動資産計		17,329,675	17,864,144
固定資産			
無形固定資産			
電話加入権		7,487	7,487
無形固定資産合計		7,487	7,487
投資その他の資産			
長期貸付金	*1	5,953,460	10,338,660
長期差入保証金		11,755	18,010
繰延税金資産		288,014	391,802
その他		230	30
投資その他の資産合計		6,253,460	10,748,502
固定資産計		6,260,947	10,755,990
資産合計		23,590,622	28,620,134
負債の部			
流動負債			
預り金		7	281
未払金			
未払手数料		4,192,323	6,016,095
その他未払金	*1	2,192,059	3,057,214
未払費用		3,445,819	1,829,913
未払法人税等		1,616,600	1,974,827
未払消費税等		1,176,325	1,106,116
賞与引当金		376,001	587,810
流動負債合計		12,999,137	14,572,260
固定負債		, , , , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
退職給付引当金		2,028,331	1,704,391
固定負債合計		2,028,331	1,704,391
負債合計		15,027,469	16,276,651
純資産の部			
株主資本			
資本金		1,000,000	1,000,000
利益剰余金			
利益準備金		250,000	250,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		7,313,153	11,093,482
利益剰余金合計		7,563,153	11,343,482
株主資本合計		8,563,153	12,343,482
純資産合計		8,563,153	12,343,482
負債・純資産合計		23,590,622	28,620,134

(2)【損益計算書】

(2) 【損益計昇書】		(単位:千円)
	第38期	第39期
	(自 2023年1月1日	(自 2024年1月1日
	至 2023年12月31日)	至 2024年12月31日)
営業収益	·	·
委託者報酬	55,200,925	74,361,841
運用受託報酬	10,031,924	3,700,902
その他営業収益	153,966	142,274
営業収益計	65,386,816	78,205,018
営業費用	*1	
支払手数料	25,160,937	33,922,199
広告宣伝費	282,742	271,857
調査費	,	,,,,,,
調査費	551,589	699,501
委託調査費	15,194,030	16,481,661
営業雑経費	10,104,000	10,401,001
通信費	139,609	81,011
印刷費		
は記憶 協会費	47,328	42,205
	27,212	29,487
その他 営業費用計	2,007	865
吕耒貿用訂 一般管理費	41,405,457	51,528,790
給料		
給料・手当	2,762,834	2,592,272
賞与	1,333,847	1,721,474
福利厚生費	575,347	564,602
交際費	17,945	20,876
旅費交通費	108,866	156,220
租税公課	205,434	228,830
弁護士報酬	2,569	3,599
不動産賃貸料・共益費	427,958	444,013
退職給付費用	272,377	218,294
消耗器具備品費	17,110	27,813
事務委託費	7,249,585	7,484,171
諸経費	288,510	259,961
一般管理費計	13,262,388	13,722,133
営業利益	10,718,971	12,954,093
営業外収益		
受取利息	*1 16,559	44,132
保険配当金	10,648	_
雑益	108	593
営業外収益計	27,315	44,726
営業外費用		
寄付金	1,500	1,100
為替差損	112,525	171,971
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	306	305
営業外費用計	114,331	173,376
経常利益	10,631,955	12,825,442
特別損失		, ,
特別退職金	52,541	273,189
特別損失計	52,541	273,189
税引前当期純利益	10,579,414	12,552,253
法人税、住民税及び事業税	3,230,427	3,875,711
法人税等調整額	83,253	(103,787)
法人税等合計	3,313,680	3,771,923
当期純利益	7,265,733	8,780,329
	·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

(3)【株主資本等変動計算書】

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

(TIM : 113)						
	株主資本					
			利益剰余金			
	資本金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
		利益华湘立	繰越利益剰余金	合計		
当期首残高	1,000,000	250,000	5,047,420	5,297,420	6,297,420	6,297,420
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)
当期純利益	-	-	7,265,733	7,265,733	7,265,733	7,265,733
当期変動額合計	-	-	2,265,733	2,265,733	2,265,733	2,265,733
当期末残高	1,000,000	250,000	7,313,153	7,563,153	8,563,153	8,563,153

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

(1 1 -)						
	株主資本					
			利益剰余金			
	資本金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
		利益年開並	繰越利益剰余金	合計		
当期首残高	1,000,000	250,000	7,313,153	7,563,153	8,563,153	8,563,153
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)
当期純利益	-		8,780,329	8,780,329	8,780,329	8,780,329
当期変動額合計	-	-	3,780,329	3,780,329	3,780,329	3,780,329
当期末残高	1,000,000	250,000	11,093,482	11,343,482	12,343,482	12,343,482

注記事項

(重要な会計方針)

- 1. 引当金の計上基準
 - (1)賞与引当金

賞与引当金は、当期末において発生していると認められる賞与支給見込額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を 定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しておりま す。

2. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得してお ります。

これらには実績報酬が含まれる場合があります。

(1)運用報酬

投資運用サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬(運用報酬)については、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益として認識しております。確定した報酬を月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2)実績報酬

実績報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された 収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行 義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

- 3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項
 - (1)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(2)グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

· Maria III-na v o scalino o septiente a un vivo					
	第38期	第39期			
	(2023年12月31日)	(2024年12月31日)			
未収入金	4,375 千円	20 千円			
その他未払金	1,487,550 千円	2,139,526 千円			
長期貸付金	5,943,660 千円	10,288,660 千円			

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第38期	第39期
	(自 2023年1月1日	(自 2024年1月1日
	至 2023年12月31日)	至 2024年12月31日)
営業費用	19,338,423 千円	20,907,744 千円
受取利息	12,877 千円	43,474 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	•	•	20,000 株
合計	20,000 株	-	-	20,000 株

2. 配当に関する事項

金銭による配当

該当事項はありません。

金銭以外による配当

2023年12月12日の取締役会において、次のとおり決議しております。

(1) 配当財産の種類長期貸付金(2) 配当財産の帳簿価格5,000,000 千円(3) 1株当たりの配当額250 千円(4) 基準日2023年12月12日(5) 効力発生日2023年12月12日

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	-	-	20,000 株
合計	20,000 株	-	-	20,000 株

2. 配当に関する事項

金銭による配当

該当事項はありません。

金銭以外による配当

2024年12月11日の取締役会において、次のとおり決議しております。

(1) 配当財産の種類長期貸付金(2) 配当財産の帳簿価格5,000,000 千円(3) 1株当たりの配当額250 千円(4) 基準日2024年12月11日(5) 効力発生日2024年12月11日

EDINET提出書類 フィデリティ投信株式会社(E12481) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての債権債務を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用 し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となる リスクは僅少であります。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。

また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期 (2023年12月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 長期貸付金	5,953,460	5,953,460	•
資産計	5,953,460	5,953,460	-

(注1) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

上記の金融商品については、現金及び預金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権のうち長期貸付金(5,953,460千円) については、契約上返済期限の定めがないため、記載を省略しております。

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第39期 (2024年12月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 長期貸付金	10,338,660	10,338,660	•
資産計	10,338,660	10,338,660	-

(注1) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

上記の金融商品については、現金及び預金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権のうち長期貸付金(10,338,660千円) については、契約上返済期限の定めがないため、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債

に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定し

た時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第38期 (2023年12月31日)

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(=)::3H	O THE 1021 - 1 HE 1021 -	v mm		
	時価			
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 長期貸付金	-	5,953,460	-	5,953,460
資産計	-	5,953,460	-	5,953,460

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が 近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

第39期 (2024年12月31日)

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価			
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 長期貸付金	-	10,338,660	-	10,338,660
資産計	-	10,338,660	-	10,338,660

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が 近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2.確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,907,099
勤務費用	178,071
利息費用	24,955
数理計算上の差異の発生額	5,376
退職給付の支払額	76,418
	2.028.331

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	2,028,331
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,028,331
退職給付引当金	2,028,331
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,028,331

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
	(千円)
勤務費用	157,671
利息費用	22,096
数理計算上の差異の費用処理額	5,376
過去勤務債務の費用処理額	841
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	173,550

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.7%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は98,827千円であります。

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2.確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	2,028,331
勤務費用	170,987
利息費用	31,416
数理計算上の差異の発生額	49,451
退職給付の支払額	476,892
退職給付債務の期末残高	1.704.391

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	1 TT 42 M 2 TE 57
	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	1,704,391
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,704,391
退職給付引当金	1,704,391
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,704,391
(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
	(千円)
勤務費用	150,332
利息費用	27,620
数理計算上の差異の費用処理額	49,451

確定給付型年金制度に係る退職給付費用 (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.7%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は89,793千円であります。

128,501

(税効果会計関係)

1.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期	第39期
	(2023年12月31日)	(2024年12月31日)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	89,646	129,538
賞与引当金	115,131	179,987
退職給付引当金	621,075	521,884
資産除去債務	1,644	-
その他	125,470	120,245
繰延税金資産小計	952,966	951,654
評価性引当額	664,952	559,852
繰延税金資産合計	288,014	391,802
- 繰延税金資産又は繰延税金負債()の純額	288,014	391,802

3.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	わりの知	37 JUNE
	(2023年12月31日)	(2024年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.33%	0.37%
評価性引当額	2.62%	0.84%
過年度法人税等	2.25%	0.11%
その他	0.01%	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.32%	30.05%

(資産除去債務関係)

第38期 (2023年12月31日)

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金) が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

第39期 (2024年12月31日) 該当事項はありません。

(収益認識関係)

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	55,200,925	•	55,200,925
運用受託報酬	3,047,735	6,984,189	10,031,924
その他営業収益	153,966	-	153,966
合計	58,402,627	6,984,189	65,386,816

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	74,361,841	•	74,361,841
運用受託報酬	3,125,882	575,019	3,700,902
その他営業収益	142,274	•	142,274
合計	77,629,998	575,019	78,205,018

2. 収益を理解するための基礎となる情報

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) 及び 第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 注記事項(重要な会計方針)の2. 収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

顧客との契約から生じた債権等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	8,573,027	14,381,326

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

顧客との契約から生じた債権等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	14,381,326	14,047,245

(注)なお、当事業年度の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) 及び 第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1.サービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託の運用	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への売上高	55,200,925	10,031,924	153,966	65,386,816

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(1)委託者報酬

(単位:千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連する セグメント名
フィデリティ・US リート・ファンドB(為替ヘッジなし)	8,824,933	資産運用業
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	8,558,231	資産運用業
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース(為替ヘッジなし)	7,353,735	資産運用業
フィデリティ・日本成長株・ファンド	6,925,937	資産運用業

(2)運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示ができないため、記載を省略しております。

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬	関連する セグメント名
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース(為替ヘッジなし)	12,037,120	資産運用業
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	10,494,207	資産運用業
フィデリティ・US リート・ファンドB(為替ヘッジなし)	9,738,287	資産運用業
フィデリティ・日本成長株・ファンド	7,773,418	資産運用業

(関連当事者情報)

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社

() / / / / /	75 44 5 13/62		7 Z IZ							
種類	会社等の 名称	会社等の 所在地	資本金	事業の内 容	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
			千米ドル					千円		千円
親会社	FIL Limited	英 ミ ュ ペラ ブローク 市	6,825	投資顧問 業	被所有間 接100 %	投資顧問 契約の再 委任等役 員の兼任	共通発生経費 負担額 (注3)	14,263,790	未払金	900,697
			千円					千円		千円
							金銭の貸付 (注1)	390,000	 長期貸付金 	5,943,660
	フィデリ						利息の受取 (注1)	12,877	 未収収益 	-
親会社	ティ・ ジャパ ン・ホー	東京都港区	4,510,000	グループ 会社経営 管理	被所有直 接100 %	当社事業 活動の管 理等役員	共通発生経費 負担額 (注3)	258,088	未払金	47,052
	ルディン グス株式 会社			17 <u>.</u>		の兼任	グループ通算 制度の通算税 効果額	46,398	未払金	46,398
							剰余金の配当	5,000,000	未払金	-
			千米ドル					千円		千円
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガ ポール、 ブルバー ド市	189,735	グループ 会社経営 管理	被所有間 接100%	営業取引	共通発生経費負担額 (注3)	4,816,544	未払金	493,401

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

(-////		<u> </u>	3 47 371 22 1-	16072						
属性	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内 容	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
			千円					千円		千円
							共通発生経費 負担額 (注3)	357,778	未収入金	115,231
同一の親 会社をも つ会社	フィデリ ティ証券 株式会社	東京都港区	12,657,500	証券業	なし	当社設定 投資信託 の募集・ 販売	投資信託販売 に係る代行手 数料 (注4)	813,267	未払金	72,123
							グループ通算 制度の通算税 効果額	478,598	未払金	478,598

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注3) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一 定の比率により負担しております。
- (注4) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

- ・FIL Limited (非上場)
- ・FIL Asia Holdings Pte. Limited (非上場)
- ・FIL Japan Holdings (Singapore) Pte. Limited (非上場)
- ・フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社(非上場)

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社

		12120								
種類	会社等の 名称	会社等の 所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
			千米ドル					千円		千円
親会社	FIL Limited	英ミ ダブローク 市	6,825	投資顧問業	被所有間 接100 %	投資顧問 契約の再 委任等役 員の兼任	共通発生経費 負担額 (注3)	15,291,594	未払金	1,415,860
			千円					千円		千円
							金銭の貸付 (注1)	4,345,000	 長期貸付金 	10,288,660
	フィデリ						利息の受取 (注1)	43,474	未収収益	-
親会社	ティ・ ジャパ ン・ホー	東京都港区	4,510,000	グループ 会社経営 管理	被所有直接100%	当社事業 活動の管 理等役員	共通発生経費 負担額 (注3)	253,613	未払金	31,416
	ルディン グス株式 会社			- E/I		の兼任	グループ通算 制度の通算税 効果額	87,964	未払金	87,964
							剰余金の配当	5,000,000	未払金	-
			千米ドル					千円		千円
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガ ポール、 ブルバー ド市	189,735	グループ 会社経営 管理	被所有間 接100%	営業取引	共通発生経費 負担額 (注3)	5,362,536	未払金	604,284

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

(-) // 3										
属性	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内 容	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
			千円					千円		千円
							共通発生経費 負担額 (注3)	326,438	未収入金	89,593
同一の親 会社をも つ会社	フィデリ ティ証券 株式会社	東京都港区	12,657,500	証券業	なし	当社設定 投資信託 の募集・ 販売	投資信託販売 に係る代行手 数料 (注4)	885,458	未払金	70,310
							グループ通算 制度の通算税 効果額	459,148	未払金	459,148

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注3) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一 定の比率により負担しております。
- (注4) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

- ・FIL Limited (非上場)
- ・FIL Asia Holdings Pte. Limited (非上場)
- ・フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

	第38期	第39期
	(自 2023年1月1日	(自 2024年1月1日
	至 2023年12月31日)	至 2024年12月31日)
1 株当たり純資産額	428,157円66銭	617,174円15銭
1 株当たり当期純利益	363,286円66銭	439,016円48銭

なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期	第39期
項目	(自 2023年1月1日	(自 2024年1月1日
	至 2023年12月31日)	至 2024年12月31日)
当期純利益(千円)	7,265,733	8,780,329
普通株式に係る当期純利益(千円)	7,265,733	8,780,329
期中平均株式数	20,000株	20,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に 掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記 および に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為 であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用 を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- (2)事業譲渡または事業譲受 該当ありません。
- (3) 出資の状況 該当ありません。
- (4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

ファンドの運営に おける役割	名称	資本金の額 (2024年9月末日現在)	事業の内容
受託会社	みずほ信託銀行株式会 社	247,369百万円	銀行法に基づき銀行業 を営むとともに、金融 機関の信託業務の兼営
<参考情報> 再信託受託会社	株式会社日本カスト ディ銀行	51,000百万円	等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	楽天証券株式会社	19,495百万円	金融商品取引法に定め
	株式会社SBI証券	54,323百万円	る第一種金融商品取引
	三菱UFJ eスマート証券 株式会社	7,196百万円 (2025年 2 月 1 日現在)	
	四国アライアンス証券 株式会社	3,000百万円	
	岡三証券株式会社	5,000百万円	
	マネックス証券株式会 社	13,195百万円	
	松井証券株式会社	11,945百万円	
	西日本シティTT証券 株式会社	3,000百万円	
	ひろぎん証券株式会社	5,000百万円	
	東海東京証券株式会社	6,000百万円	
	O K B 証券株式会社	1,500百万円	
	あかつき証券株式会社	3,000百万円	
	ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
	北洋証券株式会社	3,000百万円	
	PWM日本証券株式会 社	3,000百万円	
	ちばぎん証券株式会社	4,374百万円	
	南都まほろば証券株式 会社	3,000百万円	
	moomoo証券株式会社	8,625百万円	
	株式会社スマートプラ ス	6,624百万円	

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

		有個証券報告書(內国投資)
PayPay銀行株式会社	72,210百万円	銀行法に基づき銀行業
株式会社広島銀行	54,573百万円	を営んでいます。
株式会社南都銀行	37,900百万円	
株式会社滋賀銀行	33,000百万円	
株式会社大垣共立銀行	46,700百万円	
株式会社第四北越銀行	32,776百万円	
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	
株式会社伊予銀行	20,900百万円	
株式会社三十三銀行	37,400百万円	
株式会社山口銀行	10,000百万円	
株式会社もみじ銀行	10,000百万円	
株式会社北九州銀行	10,000百万円	
株式会社千葉銀行	145,000百万円	

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社:ファンドの受託銀行として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・ 管理、投資信託財産の計算(ファンドの基準価額の計算)、外国証券を保管・管 理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。
- (2) 販売会社:ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

EDINET提出書類 フィデリティ投信株式会社(E12481) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

3【資本関係】

(1) 受託会社:該当事項はありません。

(2) 販売会社:該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、下記の書類が関東財務局長に提出されています。

2024年10月31日 臨時報告書

2025年 1 月22日 有価証券報告書

2025年 1 月22日 有価証券届出書

2025年 1 月31日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2025年3月7日

フィデリティ投信株式会社 取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 平山 晃一郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。

EDINET提出書類

フィデリティ投信株式会社(E12481)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付 ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意 を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項 付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている が、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠 を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単 独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月17日

フィデリティ投信株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 見 将 史 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・Jリート・アクティブ・ファンドの2024年10月25日から2025年4月24日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・Jリート・アクティブ・ファンドの2025年4月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を 作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、 その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。